

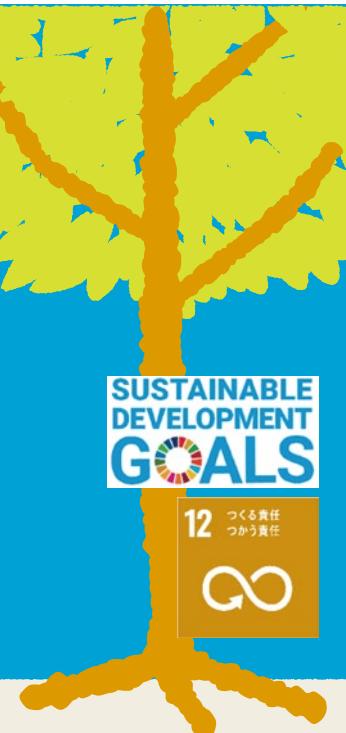
9.1

2023年
(令和5年)

消費生活特集号

未来を変える第一歩

「エシカル消費」を はじめてみませんか



SDGs=持続可能な開発目標

「エシカル消費」とは、物やサービスを購入する際に、人や社会、環境に配慮したものを選ぶ消費活動のことをいいます。

「この商品はどこからきて、どのように作られたのかな」「地球に優しいかな」など、自分の買い物（消費行動）はすべて、世界の誰かとつながっていることを意識してみましょう。

令和4年度に行った市民アンケートでは、約7割の方が「エシカル消費」という言葉を知らないと回答しましたが、実際は多くの方が「マイバッグの持参」や「食べ残しを減らす」など、具体的に取り組んでいることが分かりました。

私たち一人ひとりの消費行動が、社会をより良く変えるための第一歩となります。

ぜひ、身近なところから「エシカル消費」に取り組んでいきましょう！

市民の皆さんに聞きました!

エシカル消費の取組状況

Q 買い物するときにできることは?

- | | |
|---------------------------------|-----|
| マイバッグを持参する(Co2削減) ······ | 86% |
| 必要な商品を必要な量だけ購入する(食品ロス削減) ······ | 47% |
| 地元の産品を購入する(地産地消) ······ | 27% |



Q 買い物以外でできることは?

- | | |
|--------------------------|-----|
| 食べ残しを減らす(食品ロス削減) ······ | 68% |
| マイボトルを持ち歩く(Co2削減) ······ | 45% |

実は、多くの市民の方々がエシカル消費に取り組んでいます！



※令和4年度に実施した「消費生活に関する市民意識・実態調査」の結果より

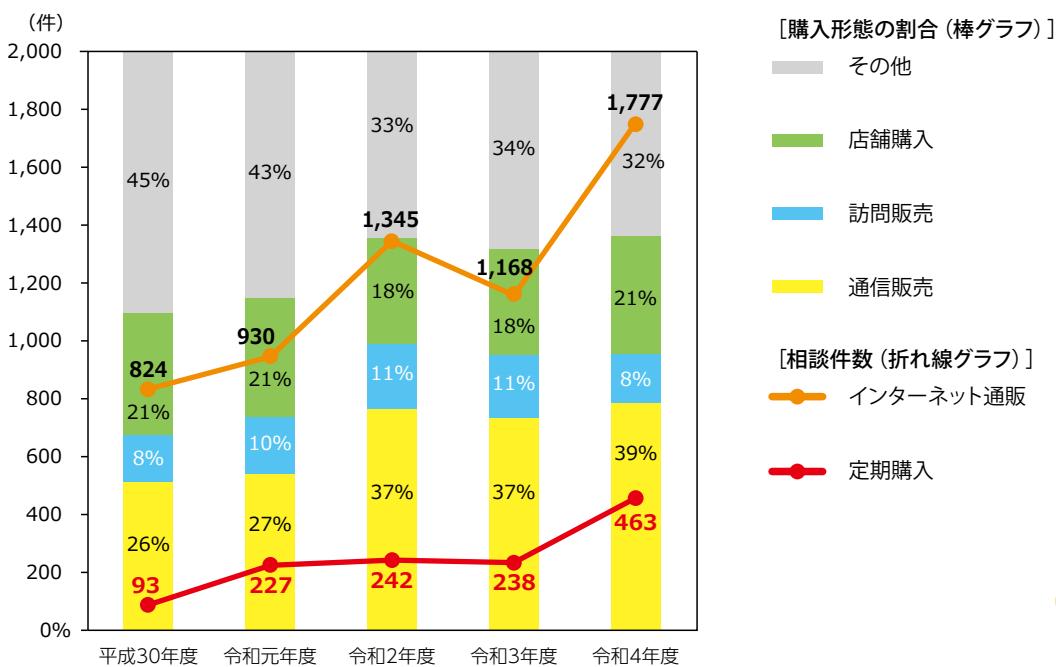
そのネット注文、「定期購入」になつていませんか？

消費生活センターでは、契約上のトラブルについての相談を受けています。

コロナ禍で、インターネットでの通販を利用する方が増え、令和4年度に寄せられたインターネット通販についての相談は、全相談件数(4,536件)のうち約4割(1,777件)を占めました。

中でも、1回限りのお試しのつもりで注文したものが、実は定期購入になっていたなどの「定期購入」についての相談件数が前年度と比べて約2倍に増えています。

◆「定期購入」「インターネット通販」トラブル相談件数の変化



高齢者に多い消費者トラブル

事例

「通販トラブル」 ～お試しのつもりが定期購入に～

動画サイトの広告からサプリメントをお試し価格で1回限りのつもりで注文したが、実際には、複数回の購入が条件の定期購入だった。解約したいと伝えたが、規定回数の購入が必要と言われた。

申込みの最終確認画面イメージ



対策 POINT

- ✓ 「お試し価格」などの表示があった場合、小さな字で「定期購入」の条件が記載されているケースが多いため、画面の隅々まで必ずチェックしましょう。
- ✓ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約・返品条件をしっかり確認しましょう。
- ✓ 広告や申込みの最終確認画面は、スクリーンショット(※)などで残しておきましょう。

※スクリーンショットとは、スマホやパソコンの画面を画像ファイルとして保存する機能です。

八王子市消費生活 基本計画を改定します！

現在、第2期八王子市消費生活基本計画に基づき各施策を行っています。

更なる「安全で安心な消費者市民社会の実現」に向けて、令和6年3月に現計画を改定し、以下の3つの施策に取り組んでいきます。

①消費生活環境の整備・・・

関係機関との連携強化など環境を整えます

②消費者教育の推進・・・

生涯にわたり学ぶ機会を確保するなど賢い消費者を育みます

③消費者被害の防止・救済・・・

相談・情報体制を強化するなど被害の防止・救済に努めます

●計画策定スケジュール

	日 程
<R4年度>	<input checked="" type="checkbox"/> 消費生活に関する市民意識・実態調査を行いました <input checked="" type="checkbox"/> 計画改定の方向性を決定しました <input checked="" type="checkbox"/> 5回の審議会及び教育推進会議を開催しています 【今後の予定】 <input checked="" type="checkbox"/> 審議会 <第4回 9月15日(金)>・<第5回 2月予定> <input checked="" type="checkbox"/> エシカル消費に関する講座を予定しています (11月に開催予定) <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントを実施し、計画案について市民の皆さんのご意見を募集します (12月中旬から約1か月間) <input checked="" type="checkbox"/> 計画の概要を報告します (2月3日に行う消費生活フェスティバルにて)
<R5年度>	

----- ✕ 切り取って目のつきやすい所に貼ってご活用ください。 ✕ -----

消費生活センターのご案内

契約は慎重に。困った時はお早めにご相談ください。

相談専用電話：☎042・631・5455

契約トラブルなどの消費生活に関する相談を、専門の相談員がお受けするほか、弁護士による無料法律相談もご案内しています。



市ホームページ(消費生活相談)

■消費生活相談（相談無料）

月曜日～土曜日(祝・休日・年末年始を除く)午前9時～午後4時30分

相談方法：電話・来所・メールフォーム

※クリエイトホール休館日は、電話及びメールフォームによる

相談をお受けしています。

※来所の場合は事前連絡願います。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

☎042・631・5456(事務) ☎042・643・0025

消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」について

消費者庁では、若者に知ってほしい消費者トラブル情報や、知って安心の最新情報をお届けするLINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」を開設しています。



LINE友だち登録はこちらから！



消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン

国民生活センター LINEアカウントのご案内

国民生活センターでは、消費者へ注意喚起情報などを公式LINEアカウントから情報発信中！



国民生活センター公式LINEアカウント